



令和5年8月28日

ドライバー各位

神戸市港湾局
(一社) 兵庫県トラック協会
海上コンテナ部会

路上におけるごみのポイ捨ての禁止について (お願い)

平素は港湾地区の美化にご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。
さて、別添地図の道路を使用している一部のドライバーが、ごみをポイ捨てするため、その一帯にごみが散乱し、ごみ箱のような状態になっているとの通報を受けております。
つきましては、ごみのポイ捨ては不法投棄に当たり、処罰の対象になりうることを改めてご認識いただき、ご自身で出されたごみは持ち帰っていただく等、ポイ捨てを控えていただきますようお願いいたします。

【参考】廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

第四章 雑則

(投棄禁止)

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第五章 罰則

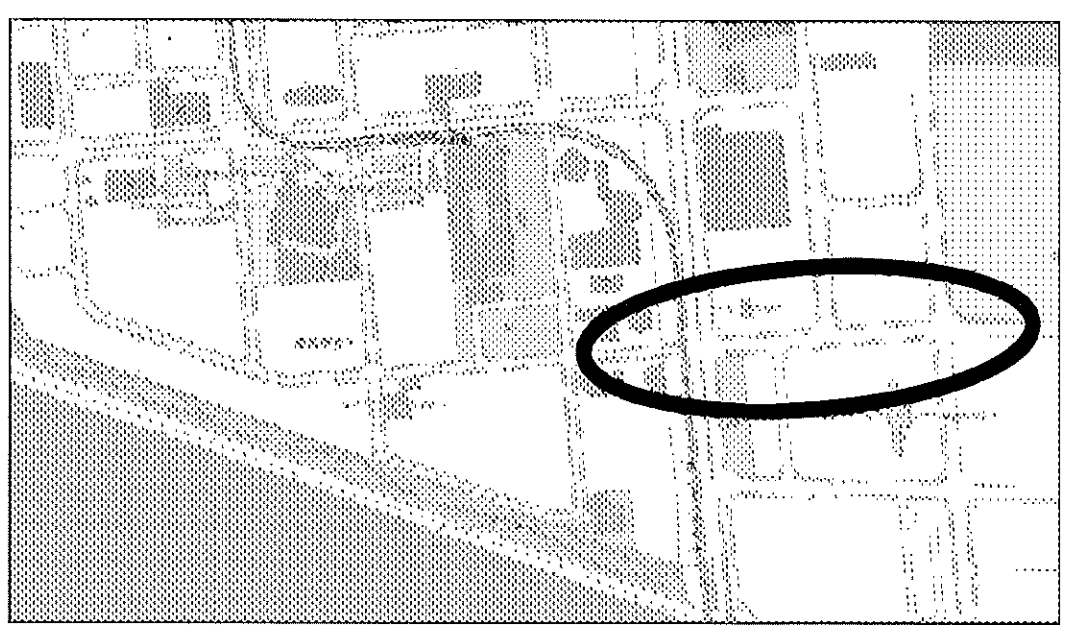
第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(略)

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

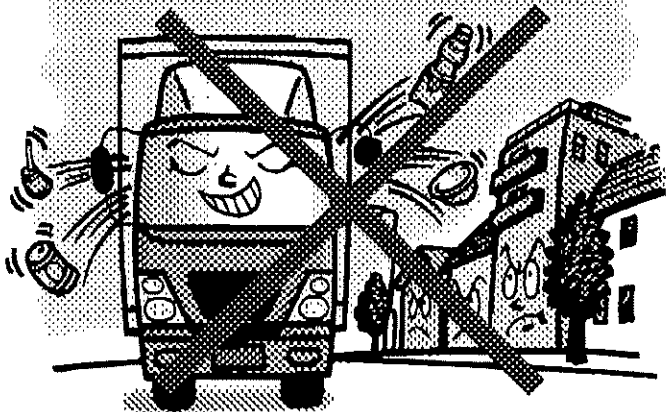
(略)

【地図】 〒650-0045 兵庫県神戸市中央区港島9丁目付近

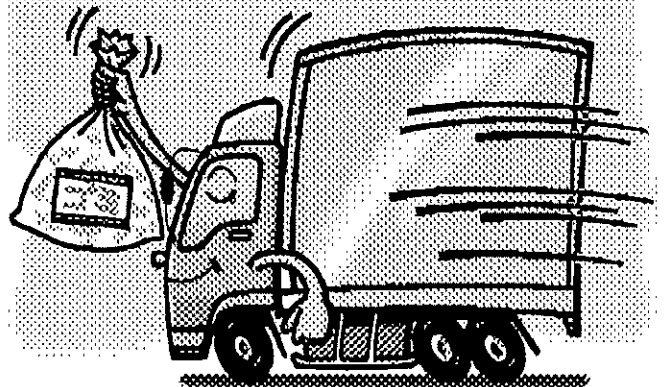


車内ゴミのポイ捨て防止徹底のための 4つのお願い

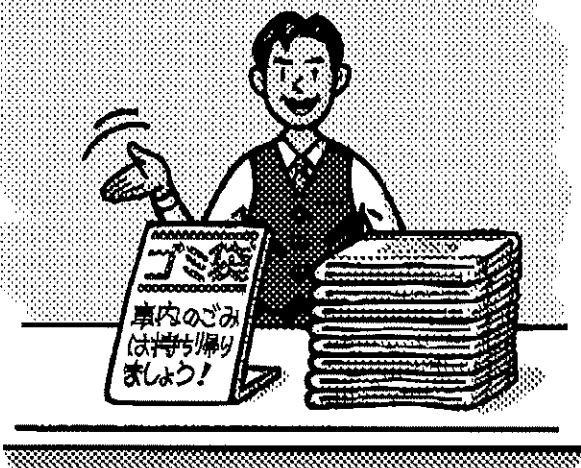
●道路や駐車施設などへの
ゴミのポイ捨ては絶対に止めよう



●車内のゴミは
必ず事業所に持ち帰ろう



●車内のゴミを管理するために
きちんとしたゴミ袋を用意しよう



●事業所周辺のゴミの清掃や
地域の清掃活動に参加しよう



公共道路を使用して輸送サービスを提供するトラック運送業界にとって、道路環境の美化・保全が責務です。トラックドライバーと運送業界のモラルが問われています。車内ゴミのポイ捨て防止を徹底して下さい。



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

<http://www.jta.or.jp>